

クリーンガス証書制度の実運用開始について

2024年3月21日
一般社団法人日本ガス協会

一般社団法人日本ガス協会（以下、当協会）は、2050年の都市ガスのカーボンニュートラル化を目指し、e-methane やバイオガスの有する燃焼しても大気中のCO₂が増えないとみなせる価値（以下、環境価値）を証書として移転可能とする「クリーンガス証書制度」の実証事業に取り組んでまいりました。

今年度の試行運用を経て、2024年4月1日から実運用に移行します。既に電力分野では証書の運用が行われていますが、ガス分野における証書制度は国内で初めての取り組みとなります。

本制度では、証書の発行依頼を頂いた後、① e-methane やバイオガスの製造設備の認定と、② 当該設備で製造されたガス量の認証の2段階の手続きを経て「クリーンガス証書」が発行されます。

「クリーンガス証書評価委員会（事務局：一般財団法人 日本エネルギー経済研究所（以下、IEEJ）」が認証機関となり、一般財団法人 日本ガス機器検査協会（以下、JIA）が証書発行事業者となります。

当協会は証書評価委員会のオブザーバーとして参加し、国内で稼働中のe-methane やバイオガスの製造設備を有する事業者のご協力の下、一連の認証プロセスの試行運用を実施してまいりました。また、IEEJやJIAと連携し、ガイドラインや事務手続き要領等の各種文書の整備、ロゴマーク等の作成や商標登録、申請等手数料の設定、ウェブサイト立上げ等を進めました。

今後、クリーンガス証書が国の温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度において適用されるよう取り組みを進めてまいります。

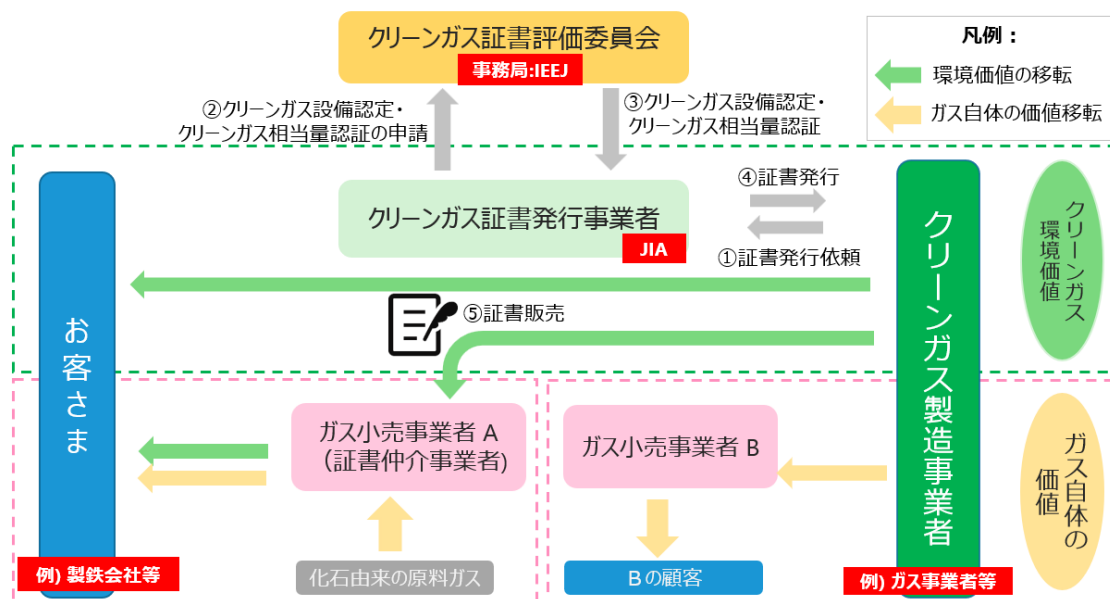
当協会は、クリーンガス証書制度を通じ、都市ガスシステムを活用したe-methane やバイオガスの普及を目指すと共に、我が国の2050年カーボンニュートラルの実現にも貢献してまいります。

以上

お問い合わせ先：広報室（電話：03-3502-0112）

【補足情報】

○クリーンガス証書制度のスキーム図



- ・クリーンガス製造事業者から、証書発行を依頼された証書発行事業者(JIA)は、クリーンガス証書評価委員会(事務局:IEEJ)に対してクリーンガス製造設備の認定、クリーンガス相当量の認証を申請。(図①, ②)
- ・クリーンガス証書評価委員会による設備認定と相当量認証の後、クリーンガス証書発行事業者が証書をクリーンガス製造事業者へ発行。(図③、④)
- ・クリーンガス製造事業者が証書の在庫を持ち、お客さまや証書仲介事業者等へ相対取引にて販売。(図⑤)

○クリーンガス証書制度のHPの開設

なお、3月21日にクリーンガス証書制度のHPが開設され、クリーンガス証書制度概要やクリーンガス証書発行に至るまでのフロー、証書保有者等の情報が公開されております。

クリーンガス証書制度のHP：<https://www.clean-gas-certificate.com>

クリーンガス証書の発行を依頼する際は、上記のHPに記載されたクリーンガス証書発行事業者に連絡をお願いします。

○クリーンガス証書のイメージ図

